

盛岡市相談支援の共通ルール（R7.4）

I

重層事業では、
属性を問わず相談を受けとめ、
複雑ケースについては多分野と連携して
支援を進める。

II

重層事業事務局（市地域福祉課、市社協）
へつなぐことで
多機関協働事業の利用が開始となる。

III

多機関協働事業へつなぐ場合、
相談シートの作成は必須であり、
必ず対象世帯の本人同意の確認を行う。
※既存の連携体制で対応する場合は、
シートの作成は任意

IV

本人同意とは、
本人の情報を関係機関へ提供すること
及び
関係機関から本人の情報を収集するこ
とに対する本人からの同意のこと。

V

同意の有無にかかわらず
多機関協働事業へつなぐことは可能で
ある。

VI

つないだとしても、
対応の主体は、あくまでも
各分野の関係機関である。

VII

本人同意あり（全世帯員）のケースは、
多機関協働事業者（市社協）が
チームリーダーとなり、支援プランに
基づき支援を進めることとなる。
→「よりそい会議」

VIII

世帯員すべての同意が得られない
ケースは、支援機関のいずれかが
チームリーダーとなり、相互で連携を
取りながら支援にあたる。
→「支援会議」

IX

支援の見通しがついた段階で、
重層事業の利用は終了となる。
その場合、重層事業事務局以外の
関係機関が新たなチームリーダーと
なり、支援を継続する